生徒心得(学校生活を送る上で大切なこと)

I 基本的 事項

- 1 程度初めに交付された生徒証明書カードは1年間大切に扱い、常時携帯しなければならない。方一紛失した場合には、首ちに属け出た上で、再交付を受けること。
- 2 住所・保護者・保証人など 学籍 に関する 事項 に 異動・変更 を生じた場合には、保護者を通じて 直 ちに本校校長に届け出ること。
- 3 社会的・職業 的 首立 を 首指 して学習すること。 首立 のみならず 首律 を目指し、 各首 が 課題 意識 を持って学校生活を 送ること。
- 4 礼儀正しい日常生活を心がけること。
 - ① 誰に対しても笑顔で元気よく挨拶する。
 - ② 特に学校に来られたお客さんには、きちんと立ち止まって丁寧に挨拶する。
 - ③ 職員室に入室する時は決められたマナーを必ず守る。
 - ④ 言葉 遭いに気をつける。

Ⅱ校内生活

1 登校・下校時刻を「厳守"すること。登校時刻は午前8時35分までとし、放課後用事のない者は速やかに下校すること。下校時刻は放課後午後4時50分までとする。

ただし、部活動や生徒会活動など本校職員の指導の $\overset{\text{b.t.}}{\Gamma}$ にある場合はこの $\overset{\text{n.s.}}{\mathbb{R}}$ りではない。

2 やむを得ず遅刻・早退・欠課をする場合には、事前にHR担任に連絡すること。

高等養護学校 直通

Tel. 0.749 - 6.2 - 0.930

高等養護学校代表

Tel 0749-62-0920

- 3 欠席をする場合には、当日 始業 時 までに所属ホームルーム担任に電話連絡をすること。 値 し、欠席が7日を 超 える者については、その理由を証明する書類を 添付 し、別に 定 める「長期 欠席届」を提出すること。
- 4 登校後、やむを 停 ない事情により外出の必要が生じた場合には、ホームルーム担任に 相談の上、「外出許可証」の 交付 を受けること。
- 5 昼食は、原則として 定 められた時間内に各教室においてとること。
- 6 校内の立ち入り禁止場所や入室無用の部屋に無断で立ち入らないこと。
- 7 校内の影物 は大切に取り 報 い、万一被損 させた場合は速やがに報告 すること。故意に 敬損 させた場合、生徒課に「校内器物 敬損 届」を提出すること。
- 8 授業以外で教室や施設・器具を使用する場合は、事前にその管理 責任者の許可を得て 使用し、使用後は整理整頓の上、管理責任者に報告すること。
- 9 常に校内 環境 の 整備・美化に 努め、指定された 区域 の清掃は当番が責任をもって行うこと。とくに各教室の 換気 、美化・整頓 及び 窓 の 施錠 については全員が心がけること。
- 10 全での 所持品には 記名 し、万一 紛失・盗難が 発覚 した場合には、遠やかに所属ホームルーム担任に 報告 の上、生徒課に「紛失・盗難届」を 提出 すること。また、校内において 遺失物 を発見 拾得 した者は、直ちに生徒課に届け出ること。各自の貰重品に、個人の貴重品ロッカーで保管し、施錠すること。
- 11 各自 持参のスマートフォンは、朝の S. H. R. 開始までに 電源 を切りそれぞれの 養量品 ロッカーに入れ、帰りの S. H. R. が 終了 するまで使用しないこと。どうしても使用する 必要が 生 じた場合は、所属 ホームルーム担任に申し出ること。
 - 各自持参のタブレットについては、別に定める「1人1台端末の利用に係るルール」を厳守すること。

12 保護者を通じての提出書類・諸届・納入金などの提出期日を厳格に守ること。

Ⅲ学習活動

- 1 学習の中心はいうまでもなく日常の授業にある。常に予習・復習に発め、毎時間の授業に積極的に臨む姿勢を確立すること。理解不十分な箇所はそのまま版置せず、 各教科担当者に遠慮なく指導を求めること。
- 2 授業の変更は、原則授業変更掲示板に掲示する。各自常に注意し、確認しておく こと。
- 3 課題学習や自習の時間には、他の授業の 遊げにならないように一人ひとりが 自覚 し、 その時間の学習効果を 挙げるよう努めること。
- 4 授業開始後 10 分を 経過 しても授業担当者が 来室 しない場合には、日直当番が 速 やかに 教務課 に連絡をすること。
- 5 授業中は 定められた席にすわること。
- 6 日直当番は毎時の授業前に授業開始の体制を整え、欠課状況。を日誌に記録しておくこと。
- 7 各自がそれぞれに目標を持って、主体的に学習すること。適切な態度で友だちや先生の考えを聞き、自分の考えを発表し、お 査がいの考えを広げ深めるよう心がけること。
- 8 定期考査については、年度始めに配付する注意に十分留意して、厳正な態度で受験 すること。不正行為は厳しく指導する。
- 9 図書館の利用については、別に定める「図書館利用 規程」を 厳守 し、読書を通して 知識や考え方を広げかつ深めるよう心がけるけること。

IV課外活動及び校外生活

1 校内における 課外活動は、原則として生徒会の自主活動 方針に 基づき、首律的に行動し、短時間に 密度 の高い 充実 した活動を 展開すること。

- 2 本校は「部活動を質加入制」をとっており、入学年度に加入した部からの異動は原則として認めないが、健康等のやむを 得ない理由で異動する場合は、必ず 所定の「所属 部 異動届」を提出すること。
- 3 部員以外のものは、みだりにその活動に加わって、各部の 秩序・規律を 乱 すような ことがあってはならない。
- 4 校内外を 問 わず、掲示・ビラ・文書配布などをする場合には、必ず 実物をもって生徒 課に届け出し、許可を得なければならない。
- 5 校内外を問わず、生徒同士の物品の売買・交換・衣服・金銭等の貸借は置く禁止する。
- 6 外出するときは、家の人に「行き先、開催、帰宅 時間」を 告 げてから出ること。 夜間の外出はできるだけ 避 けるようにし、午後 11 時以降はいかなる理由があろうと 未成年 だけで外出してはならない。家の人の 許可 があっても 外泊 はしないこと。
- 7 アルバイトは原則として許可しない。ただし、決められた条件 (申請書参照)を満たした場合には、所定の 申請書を出して行うことができる。 党 ず、許可をうけてから 従事すること。
- 8 他校生との交流は必ず関係職員の指示に従って行うこと。個人的な 開体 であっても、 他校生を学校内に呼び入れたり、みだりに他校を 読れたりしないこと。
- 9 その他の校外活動についても、軽率に個人的判断で行動することなく、事前に充分な 所属ホームルーム担任からの指導 助言を受けること。
- 10 事件や事故にあったり、見たり、聞いたりしたものは、すぐに学校に報告すること。
- 11 次にあげることは、 厳重 に 禁止 する。 生徒 指導上 の 問題 行動 として 懲戒 あるい は 特別 指導 の 対象 となる。

刑法 • 特別法違反

窃盗・万引き 暴行 傷害 恐喝 脅迫 薬物乱用 不正乗車 性暴力・性犯罪(つきまとい・盗撮など)

	誹謗・中傷・威圧等行為不適切な情報の公開、拡散		
	盗品授受 その他の触法行為		
虞犯・不良行為	喫煙(喫煙具所持を含む) 喫煙ほう助・同席 飲酒		
	不健全娯楽 (パチンコ店入店など) 不健全性行為		
	深夜徘徊 家出・無断外泊		
道路交通法違反	自転車規制違反(ながら運転等) 交通法規違反		
校則違反	器物破損 物品・金銭等貸し借り 考査不正行為		
	無断アルバイト 自動車教習所無断入所		
	授業妨害・怠学 服装・頭髪指導 遅刻常習		
情報モラル違反			
	出会い系サイト等使用 SNS使用マナー違反等迷惑行為		
	いじめ		
	対教師暴力 対教師暴言		

問題行動を 起こした生徒に対して行う懲戒や特別指導は、生活及び学習の 環境 を特に 設定し、厳しい 個人 指導 を行うことにより、内省 を 従し本人の立ち直りを 図 るとともに、自己 指導 能力 を 獲得 することを 首節 とする。

V服装·頭髮等

- - ①冬期(10月~5月)の服装は、本校 所定 の上下制服とし、上着(ブレザー)の下については、男子の場合は所定の白色スタンドカラーシャツ(ボタンの色は全て 濃紺)、女子の場合は 白色 セーラーブラウスとする。女子のスカート 丈は、両 膝が 隠れる長さであること。なお、男女とも 贅下校 時には必ず制服上着を 着用すること。
 - ②夏期(6月~9月)の服装は、本校所定の制服上着(ブレザー)を脱いだ制服とし、男子の場合は所定の白色 スタンドカラーシャツ(ボタンの色は全て濃紺)、女子の場合は白色セーラーブラウスとする。女子のスカート 丈は、両膝が隠れる長さであること。
 - ③健康を保持するために暑さや寒さを調節する衣服は、本校指定の雑色Vネックベスト・セーター(いずれも本校エンブレムつき)に限定する。

④下着は 華美 にならず、常に 清潔 なものを 着 用 すること。スタンドカラーシャツ、セーラーブラウスにうつる色やデザイン、えりや 補 口 から見えるようなものは 避 けること。

(適切なデザインのめやすは、「ワンポイント程度」とする。)

- ⑤体操服の着用は体育のほか許された活動時のみとし、下着代わりにしてはならない。
- ⑥靴下については、いつでも面接ができる身だしなみとして、男女とも年間通して色を白・紺・黒・グレー・ベージュに、限定する。式魚等の行事では、紺か黒がふさわしい。また、くるぶしがきちんとかくれる長さのものにすること。ルーズソックス・橋物・ライン入りは「木町」とする。また、ストッキングは「華美なデザインを」避けて色を黒とベージュに「限定する。
- ⑦レインコート・防薬 コート類については、高校生らしく 華美 でないものに限り、必ず本校所定制服の上に着用すること。室内での着用は 不可。
- ⑧やむを 得 ざる 事情 により 一時的 に 規定 以外の服装をする場合には、ホームルーム 担任を通じてその理由を「翼装属」で生徒課に届け出た上で「異装 許可証」の交付を 受け、これを 携帯 しなければならない。
- 2 履物では、男女とも 通学に 適した 市販の 靴とし、サンダルや 踵 の高い靴は不可である。 校舎内では 指定 のスリッパとする。また、体育や農業・工業で 魔 く運動靴を別に 角意 すること。
- 3 頭髪は、男女ともに常に端正で精潔に保ち、特別な理容や美容(パーマ・染色・ 脱色・ウィッグ・エクステンション等の加工)をしてはならない。
- 4 課業期間中に 化粧 (口紅・マニキュア等)をしてはならない。また、装身具 (イヤリング・ピアス・ネックレス・指輪・カラーコンタクト等)も使用してはならない。

VI通学·交通安全

- 1 本校生は *予じめ届け出た通学 経路 で、必ず自ら運転する自転車や 公共 交通 機関 を利用して自力で通学すること。 安易 に 保護者 による 送迎 に 頼ってはならない。 やむを 得 ざる 事情 により *一定 期間 通学 方法 を 変更 する場合には、所属のホームルーム担任を通じて生徒課に「通学 方法 一時 変更 願」を提出して許可を受けること。
- 2 通学途中は交通安全 法規 を守り、事故に 遭 わないよう注意すること。万一自らが事故に 巻き 込まれたり本校生にかかわる事故を 覚聞 したりした場合は、事故の 軽重 にかかわらずできる限り 速 やかに学校へ 連絡 すること。
- 3 電車・路線バスなどの 公共・交通・機関を 利用 して通学する者は、常に乗車マナーやモラルを守り、他の乗客に 迷惑をかけないよう注意すること。乗り 過ごしたりダイヤが 乱れたりした時は、速やかに学校に 運絡 し、先生の 助言を受けながら自分で解決方法を考えること。
- 4 自転車で通学する者は、使用する自転車に、本校規定の 許可証 (ステッカー)を、必ず各車後輪泥除けカバーや英に 貼付すること。無謀横断・並列走行・二人乗り・ながら運転(拳さし、スマホ使用など)は絶対にしてはならない。自転車損害賠償責任保険に 加入すること。
- 5 通学用自転車は、登校後は必ず所定の置場に駐輪し 施錠 (二重 ロック)すること。
- 6 バイク・自動車については、原則として「3ない運動+1(『オートバイ・自動車運転 発許証 を 取得 させない 乗用 させない 買い与えない さらに子どもの 要求 に負けない 』という滋賀県公立高等学校 P T A 運 合会 の交通事故防止に関する自主規制 決議)」を 指導 基準 とする。 値 し、別に定めた 案件 を 満 たした場合には、 *予 め生徒課に 「自動車等 教習所 入所許可 証 〕 の交付を受けてから 教習所 へ 通 うことができる。通所時は必ずこの 許可証 を 携帯 しなければならない。

XII事故

学校管理下(整下校時含む)における貧傷等については、単譜により、その治療費が「独立行政法人」日本スポーツ振興センター」の共済給付制度により後日支払。 われる。医療機関を受診した場合は、速やかにホームルーム担任へ届け出ること。

諸届け

*各 用紙 はそれぞれ 担当 課に置いてある。 記入 の 際 は必ず黒色ボールペンを 使用 すること。

【生徒課 対応】

でい しゅっ ひっ ょう ビ じょう 提 出 必 要 事 情	le an bn 書 類 名		
アルバイトを希望する場合	アルバイト申請書 (雇用主確認書つき)		
入学後初めて課外クラブに 加入 する場合	課外クラブ加入 登録票		
しょぞく 所属 する課外クラブを 異動 する場合	所属課外クラブ 異動 届		
生徒証を紛失・汚損した場合	生徒証 再交付 願		
手足の 怪我 等により 規定 外の服装をする場合	^{いそう} 異装 届		
つうがくほうほう こうきゅうてき へんこう する 必要 が生 じた 通学 方法 を 恒久的 に 変更 する 必要 が生 じた 場合	生徒個人票再提出		
つうがくほうほう いちじてき へんこう ロッよう 通学 方法 を一時的 に変更 する必要 が生 じた 場合	通学方法一時変更願		
かぎょうじかん 課業 時間 内に外出する場合	外出許可証		
校内の 器物 を 破 損 させた場合	器物破損届		
************************************	紛失・盗難届		
自動車 教習所 への 入所 を 希望 する場合	自動車等教習所入所許可願		

【教務課対応】

提出必要事情	書 類 名
7日以上欠席した場合	^{ちょうき} 長期 欠席届
学校 用務 などで欠席・欠課する場合	^{こうけっ} 公欠 願
がっこうかんせんしょう 学校 感染症 で欠席した場合	診断書代替証明書
3親等以内の親族死亡の場合	e o e 忌引 願
3ヶ月以上 休学 する場合	休学願
るくがく 復学する場合	復学願
退学する場合	退学願
他の学校に転学する場合	転学願
住所・居所・保護者の異動がある場合	住所・居所・保護者変更届
本校卒業 見込 の 証明 が必要な場合	卒業見込証明書 交付 願

【事務室対応】

提出必要事情	書 類 名
本校在学の証明が必要な場合	在学 証明書 交付願
JR・バスの 定期券 を 購入 する場合	②ラ ガヘ く 通学 証明書交付願
JR 101 k m以上を 2割引で利用する場合	学生割引証 交付願

- 1 学生割引証の交付を希望する者は、「学生割引証交付願」に必要事項を記入し、 指任的をもらうこと。
- 2 提出した翌日に「学生割引証」を事務室 窓口にて受け取ること。
- 3 学割交付は、できる限り 茗猿で申請すること。
- 4 「学生割引証」の交付は、所用。帰省や「傷病」治療等学校が必要と認めた首節に限定する。